

休日の代休日 Q & A

項 目

○休日、休日の代休日

問 1 「休日」、「休日の代休日」とはどのようなものか。

○代休日の指定の留意点

問 2 休日の代休日を指定するに当たって、どのような点に留意すればよいか。

○半日単位又は時間単位の代休

問 3 休日の全勤務時間に満たない勤務を命ずることとなった場合に、半日単位又は時間帯で代休を指定することはできないか。

また、週休日の振替等と同様に、休日において業務の都合による勤務時間帯の指定ができないか。

○代休日指定簿

問 4 代休日の指定は、代休日指定簿又は総務事務集中化システムにより行うこととされているが、どのような点に留意すればよいか。

○代休日を指定した場合の時間外勤務手当等

問 5 休日に特に勤務することを命じ、休日の代休日を指定した場合において、休日及び休日の代休日の時間外勤務手当等の取扱いはそれぞれどうなるか。

(休日、休日の代休日)

問1 「休日」、「休日の代休日」とはどのようなものか。

答 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。

「年末年始の休日」という。）をいう。休日には、特に勤務を命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないとされている（条例第10条）。

「休日の代休日」とは、休日に割り振られた正規の勤務時間の全部について特に勤務を命じた場合に、当該休日に代わる日として指定された勤務日等のことをいう。代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務をすることを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない（条例第11条）。

* 祝日が日曜日に当たり、その翌日の月曜日が振替休日となる場合は、日曜日（祝日であるが休日ではない）でなく、振替休日となる月曜日が条例第10条にいう休日となる。

(注) 労基法の「休日」

労基法でいう「休日」は、条例にいう「週休日」と同義に使われており、条例にいう「休日」とは異なることに注意すること。

(代休日の指定の留意点)

問2 休日の代休日を指定するに当たって、どのような点に留意すればよいか。

答 主な留意点は以下のとおり（条例第11条、規則第10条）。

- (1) 休日には既に勤務時間が割り振られていることから、代休日の指定をするためには、この時間帯のすべて（一般の職場の場合8:30～17:15）について勤務を命ずることが必要である。したがって、休日の勤務時間の一部についてのみ、勤務を命じた場合には、代休日を指定することはできない。
- (2) 代休日の指定は、当該休日前に行わなければならない。
- (3) 代休日の指定の対象期間は、勤務を命じた休日を起算日とする8週間後までの期間とすること。なお、代休日については同一週以外に指定しても、週休日の振替等とは異なり、25/100の時間外勤務手当は支給されない。
- (4) 職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合は、代休日を指定しないものとする。

(半日単位又は時間単位の代休)

問 3 休日の全勤務時間に満たない勤務を命ずることとなった場合に、半日単位又は時間帯で代休を指定することはできないか。
また、週休日の振替等と同様に、休日において業務の都合による勤務時間帯の指定ができないか。

答 休日の代休制度においては、半日単位又は時間単位の代休指定は認められない。

また、休日にはもともと勤務時間が割り振られており、代休日を指定する場合、業務上の都合があっても、勤務を命ずる休日の勤務時間帯を変更することは認められない。

(代休日指定簿)

問 4 代休日の指定は、代休日指定簿又は総務事務集中化システムにより行うこととされているが、どのような点に留意すればよいか。

答 代休日の指定は、代休日指定簿又は総務事務集中化システムによりできる限り休日に勤務することを命ずると同時に行うこと。代休日指定簿の記載方法等についての主な留意点は以下のとおり。

- (1) 指定簿は、休暇届や時間外勤務命令簿と同様、職員別に整理するように様式を定めている。
- (2) 「勤務を命ずる休日の勤務時間」欄の記載方法
 - ・ 勤務を命ずる休日の日付及び時間帯等を記載する。一般の職場では時間帯等は 8 : 30 ~ 17 : 15 (7 時間 45 分) となる。なお、始業時刻、終業時刻等の変更できないので注意すること (この点、週休日の振替等と異なる。)
 - ・ 併せて時間外勤務を命令する場合には、時間外勤務命令簿により同時に命令を行うこと。この場合、時間外勤務手当の率は 125/100 (深夜は 150/100) となる。
- (3) 「代休日となる勤務日の勤務時間」欄の記載方法
代休日として指定する勤務日等の日付及び時間帯等を記載する。(2)と同様に、一般の職場では時間帯等は 8 : 30 ~ 17 : 15 (7 時間 45 分) となる。
- (4) 出勤簿には代休日として指定された勤務日に「代休」と表示する。
なお、総務事務集中化システムにより指定した場合には自動で表示されます。

(代休日を指定した場合の時間外勤務手当等)

問 5 休日に特に勤務することを命じ、休日の代休日を指定した場合において、休日及び休日の代休日の時間外勤務手当等の取扱いはそれぞれどうなるか。

答 (1) 休日の正規の勤務時間外に勤務した場合は、通常の勤務日における時間外勤務と同じ取扱いになる。

- (2) 代休日に勤務する必要がある場合は、通常の休日に勤務する場合と同じ取扱いになる。

なお、代休日に再度代休日を指定することはできない。